

2026年（令和8年）3月7日

高市早苗内閣総理大臣殿
国家公安委員会

委員長 赤間 二郎 殿
委員 宮崎 緑 様
委員 竹部 幸夫 様
委員 野村 裕知 様
委員 秋吉 仁美 様
委員 相星 孝一 様

殺人事件被害者遺族の会・宙の会
会長 小林賢二 代表幹事 高羽悟
他 21事件被害者遺族一同



陳 情 書

～「DNA捜査に関する法制化」及び「巡回連絡制度の徹底」について～

見出しの件については、長期未解決事件の捜査の困難性及び近年の犯罪情勢や社会の変化に対応する警察力強化のため、警察庁を管理する国家公安委員会に対し一層のご尽力を賜りたく陳情致します。

記

1 陳情書提出の思い

私たちは、平穏な日常生活の中で、ある日突然に大切な家族を非情な加害者によって生命を奪われました。

その日から人生は一変しました。警察と向き合い・裁判の流れと向き合うこととなりました。

遺族となった直後に思い巡らしたのは、警察はあらゆる捜査を駆使して、早期に犯人を逮捕してくれるだろうという期待と共に、「正義は存在するのか」という思いでした。悶々とした日常を過ごしている中、「このままでいいのか」「被害者の無念をどうしたら果たせるか」自己問答を巡らし続けて、たどり着いた結論は、

「私たちと同じような遺族になって欲しくない」という願いでした。

その思いから、安全・安心社会のために為すべきことは、

① 法制度の確立

- ・刑事法の殺人事件に対する公訴時効制度の廃止

- ・民事法の殺人事件に対する損害賠償判決の実効性確保
 - ② 殺人事件抑止のための安全・安心対策の推進
 - ・文部科学省の推進する「生命を大切にする」道徳教育の徹底
 - ・警察等と連携して、未解決事件に対する情報提供呼びかけ活動の推進
- 等を中心に積極的に取り組むことでした。

遺族同志支え合う活動の中で、困難と思われた時効制度の廃止を成し遂げました。動けば風は起きる！大きな光を見出し、時効となった遺族も共に、未解決事件の解決に向けて札幌・高崎・東京・金沢・名古屋・広島・福岡と奔走しました。

そのような取り組みの中で、2019年5月NHKの報道番組で、米国における「DNA情報から似顔絵作成」及び「家系図サイトのDNA型データベース照合」から、犯人逮捕の報道に接しました。

長引く捜査の中で、犯人に直結するDNA情報が残されているにも関わらず、

- ① DNA捜査が「DNA型」の部分捜査に留まっていること

さらに

- ② DNAのデータベース件数が外国と比較して少ないこと

等をうかがう中、米国では国防総省がテロ対策の観点もあり、国民の安全安心対策推進から、DNA研究所に予算配分をして、DNA情報から犯人の性別・民族性・年齢幅に加え、似顔絵まで作成して、犯人逮捕に結びついているという報道に驚きをもって接しました。

そのような海外の現況に対して、我が国は「国家公安委員会規則」及び「警察庁通達」に基づき、DNA情報について、究極の個人情報尊重という観点から、「身体的特徴や病気に関する情報を含む部分は使用しない」「身体的特徴や病気に関する情報を含まない部分を使用する」という内部運用によるDNA型活用に留まっていることに違和感を持ちました。

被害者と加害者の人権尊重を比較衡量した場合、加害者の人権尊重に偏っていると一言を言わざるを得ません。憲法上、加害者の権利条項が10か条あるのに対し、被害者の権利条項は1か条もないことと重なっています。

その思いから、国民の良識を代表して警察を管理する国家公安委員会に対して、国民の一人として、凡人の良識としてお尋ねしたいところです。

- ① 憲法では、基本的人権の中で「生存権を保障する」と記されておりますが、「生存権」を奪った加害者のDNA情報の身体的特徴部分を、捜査活用することはできないのでしょうか？
- ② 社会を震撼させた重大事件の中には、犯人に直結するDNA情報があるにもかかわらず、長期未解決のままになっている事件があります。このことは、内閣府の治安に対する世論調査において、「国民の治安に対する不安感が高まっている」という一因と捉えておりますがいかがでしょうか？

という私共の疑問に対して、海外と同じようにDNA情報の捜査活用を進めて頂けないでしょうか。～以上が陳情提出の発端です～

2 DNA活用に関する法制化の期待内容

① 法制定の目的趣意（DNAの遺伝子情報及びDNA型活用）

犯人に直結する証拠として、「指紋」及び「DNA」の確保は重要です。指紋については、手袋をする又は拭き取る等の対処によって隠ぺいすることが可能です。DNAについては、毛髪及び接触等による生体微物付着（汗・唾液等）のように、意図的に隠ぺいすることは不可能と思われま

す。犯人が緻密計画の下、犯行に及ぶ悪質な事件に対処する高度化捜査手法として、個人識別のDNA型活用と共にDNA遺伝子情報（性別・民族性・年齢幅、さらに似顔絵作成）の活用を期待します。

② 法律条項

個人が保有する究極の生体情報は、人権として尊重されるべきと考えます。当然に、被害者の人権も尊重されるべきです。しかし殺された被害者の人権はどのように残されているのでしょうか。

被害者は司法解剖の中で、全身を切り刻まれ、臓器及び分泌物は死因究明のために、DNAを含む各種検査に至ります。

他方、加害者の生体情報は、指紋及びDNA型の範囲に留まっています。

生命を奪うという殺人行為に対しては、同等の生体情報の活用があつて然るべきと考えます。

その観点から、人権侵害が起きない対策として、法制化によるDNA情報を活用する条項（採取・保管・利用・抹消等）を網羅して、DNA生体情報の適正運用を図り、検証（第三者機関）条項も加えた法体制の確立を願います。

なお、報道によれば、一昨年の無罪判決が確定した男性のDNA型データの抹消を国に命じた名古屋高裁判決において、「立法による整備が強く望まれる」と言及したことに、警察庁は「立法の要否は最終的には立法府で判断されるものだ」との見解に接しました。

よって今後は、国家公安委員長の任命権のほか、内閣を代表して議案提出権を有する内閣総理大臣宛にも陳情書の提出を致します。

3 DNA研究体制の充実

宙の会は、2024年海外メディアとの情報共有を通じて、DNA情報から似顔絵を作成して、長期未解決事件の解決に貢献している米国研究機関：パラボンナラボ社とオンライン会議を実施して、DNA情報の捜査活用の必要性を深めました。

科学捜査の進展は、治安確保の上で大きな要諦です。そのための研究体制の充実は喫緊の課題と認識しております。

また、犯罪がグローバル化されている中、海外との捜査情報の交換も必要不可欠と思われま。情報交換という中では、法体制に基づく相互主義が求められるところであり、国際刑事警察機構（ICPO）の指針によれば「DNAの採取やデータベースの構築及び利用は法律に基づくべきである」としています。
(<https://www.interpol.int/How-we-work/Forensics/DNA>)

そして、2001年9月11日の同時多発テロを受け、2003年5月開催のG8司法・内閣閣僚会議において、各国がDNA犯罪捜査に対応して情報収集能力を高め、共同で取り組むことが確認されていると伺っております。

以上を踏まえ、早急に法体制確立の下、国家公安委員会の特別機関たる警察庁の科学警察研究所を中心に、実効性を伴う研究体制の確立を望みます。

- 次いで、同じ遺族になって欲しくないという観点から、内閣総理大臣及び警察庁を管理する国家公安委員会に対して、我が国治安対策の要諦と確信している「警察業務の巡回連絡制度」について陳情致します。

4 巡回連絡制度の徹底について

本件陳情のきっかけは、2022年7月、安倍元内閣総理大臣が凶弾に斃れた事件でした。安全な国・日本において、警察官配置の大衆の面前で、銃社会でもない環境の中、手製銃による犯行でした。

報道によれば、加害者はマンションに居住し、事件の2年前ごろから近くの車庫を作業場にして拳銃を製造していたとのこと。素直な疑問として、犯行前の兆しを警察は？周囲は？気が付かなかったのでしょうか。

2023年4月には、岸田内閣総理大臣(当時)が鉄パイプ爆弾による殺人未遂事件が発生しました。やはり自宅での爆弾製造でした。普通に考えれば、二度あることは三度ある懸念が生じます。果たして防げるのでしょうか？

社会の一角で用意周到に犯行準備をしている者もいれば、すでに殺人事件等を犯して逃亡している生活者もいます。

「犯行兆しを把握」する「逃亡者の居住を把握」する対策として、巡回連絡制度による管内の実態把握の徹底こそが治安対策の要諦と考えます。

(1) 巡回連絡制度の根拠

- ① 警察法第二条に「警察は、個人の生命・身体・及び財産を守ること」の責務が明記されており、
- ② 国家公安委員会規則『地域警察運営規則第5条』交番勤務は「立番・見張り・在所・警ら及び巡回連絡」と掲げられています。

(2) 巡回連絡の概要

警察庁の「巡回連絡実施要領」には、具体的実施要領として、

- ① 巡回連絡は、受持区内の全ての家庭、事業所等について行う。
- ② 巡回連絡は、住民等に巡回連絡カードの作成を依頼し、又は住民等から必要事項を聴取して受持警察官等が自ら作成するものとする。
- ③ 巡回連絡の実施回数は、
 - ・ 一般家庭等、定住性のある対象は 2年に1回以上
 - ・ アパート、貸家等、転出入者の多い対象は 半年に1回以上
 - ・ 事業所等は 年に1回以上

と明記されております。

(3) 宙の会陳情意見

上記の巡回連絡は、慣習法としての警察法に基づく、我が国の治安維持の根底を為す、国民の生命・身体・財産を守る要諦と考えます。

最近の報道記事によると、「2025年10月の警察庁アンケートでは、79.7%の人が『過去10年の間に治安が悪くなった』と過去の調査で最悪の結果と記されておりました。

宙の会は、安倍元総理が凶弾に斃れた際、第2・第3の同様事件の未然防止の観点から、巡回連絡の徹底について、警察庁を管理する国家公安委員会宛、DNAの法制化要望書の追伸の形で意見を表明致しました。しかし翌年、岸田内閣総理大臣（当時）に対する殺人未遂事件が発生しました。（国家公安委員長コメントは、現場の警護体制は適切だったとの見解）

結果論ですが、上記の巡回連絡を規則どおり徹底していれば、受持ち警察官は犯人と直接または家族をとおして面談の機会がありました。その時の言動・態度から不審点の察知及び隣近所の方からの相談等兆しの把握と共に、面談したことによる犯行断念のチャンスもゼロではなかったのではないかと推察しています。

他方、逃亡犯人が50年の間、名前を変えてアパート居住していた事例や、海外逃亡のテロ主犯格が逮捕の3年前に国内に戻っていた事例、また11年間偽名で女性とアパートで暮らし病死した父子殺人犯等、巡回連絡制度が警察責務に基づき基本通り徹底していればと思われるケースがありました。

治安は悪化しているという国民意識の高まりの中で、自助・共助・公助の必要性は多くの国民が理解しているところであり、巡回連絡制度の実態把握こそが、犯罪抑止そして犯人検挙という点で、我が国の治安対策の要諦と考えます。

以上